

平成22年 月 日要領第 号

独立行政法人国立病院機構西埼玉中央病院 奨学金貸与要領

(目的)

第1条 この要領は、独立行政法人国立病院機構奨学金貸与規程（平成18年規程第28号）（以下「貸与規程」という。）第2条に基づき、独立行政法人国立病院機構西埼玉中央病院（以下「西埼玉中央病院」という。）に必要な看護師又は助産師（以下「看護師等」という。）を確保するため、看護系大学、看護系短期大学及び専門学校等（以下「看護学校等」という。）に在籍する学生を対象とする奨学金の貸与について定めることを目的とする。

(貸与対象)

第2条 奨学金貸与の対象となる者は、看護学校等に在籍する学生であって、卒業後、西埼玉中央病院に常勤の看護師等として勤務することを希望する学生とする。

(貸与申請)

第3条 奨学金貸与を希望する者は、次の書類を提出し選考を受けなければならない。

- 一 奨学生申請書（様式第1号）
- 二 履歴書（当院所定様式）
- 三 学校長等の推薦書並びに成績証明書
- 四 在学証明書

(奨学生の選考)

第4条 西埼玉中央病院長（以下「院長」という。）は、第3条に基づき期日までに申請があった場合は奨学生の選考を実施する。

2 選考方法は書類審査及び面接試験とする。

(奨学生の決定)

第5条 院長は第4条第2項の規定に基づき、奨学生を決定する。

2 院長は奨学生に対し、奨学金貸与決定通知書（様式第2号）を発行するものとする。

3 奨学生は、奨学金貸与決定通知書を受領した後速やかに、院長に対して奨学生誓約書（様式第3号）及び住民票を提出しなければならない。

(奨学生の義務)

第6条 奨学生は看護学校等を卒業後、西埼玉中央病院において看護師として勤務するものとする。

2 奨学生は、次の各号の一に該当するに至ったときは、直ちに、院長に届出なければならない。

- 一 休学、復学又は退学したとき。
- 二 停学その他の処分を受けたとき。
- 三 奨学生誓約書の記載事項に変更があったとき。

(奨学生の人数、奨学金の額及び貸与期間)

第7条 奨学生の人数は各年度に5名とするが、院長は採用予定年度の看護師等の需給状況等を勘案し、当該人数を別に定めることができる。

2 奨学金の額は、年額50万円とする。

3 奨学金の貸与期間は、奨学生になった日の属する年度から看護学校等を卒業する年度(最長4年間)までの期間とする。

(貸与方法及び利息)

第8条 院長は、原則として、学生が奨学生となった年度の5月及び10月に奨学金の2分の1に相当する額を貸与する。ただし、奨学生の面接試験等により遅れる場合がある。

2 奨学金は、無利息で貸与するものとする。

(保証人)

第9条 奨学生は、一定の職業をもち、かつ、独立した生計を有している者を保証人として立てなければならない。

2 保証人は、奨学金の貸与を受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

(奨学生の資格の取消し)

第10条 院長は、次の各号の一に該当するに至ったときは奨学生の資格を取り消す。

- 一 第11条の規定により奨学生を辞退したとき。
- 二 自己の都合又は学則の定めるところにより看護学校等を退学したとき。
- 三 新たな学年に進級できないとき。ただし、修業年限が1年である助産師学校・養成所の学生にあつては入学から1年間で助産師国家試験の受

験資格が取得できないとき。

四 その他奨学生が奨学金貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

(奨学生の辞退)

第11条 奨学生は、自己の都合により奨学生を辞退しようとする場合は、奨学生辞退願(様式第4号)を院長に提出しなければならない。

(返還の債務の免除)

第12条 院長は、奨学金の貸与を受けた者が次の各号の一に該当するに至ったときは、奨学金の返還の債務を免除するものとする。

一 奨学生は看護学校等を卒業後、西埼玉中央病院において、常勤職員として引き続き第7条第3項に定める貸与期間相当の期間業務に従事したとき。ただし、奨学生は看護学校等を卒業後、西埼玉中央病院において、引き続き1年以上業務に従事した場合は、1年につき1年間分の奨学金の返還を免除するものとする。なお、業務に従事した1年未満の期間は返還を免除する期間には該当しないものとする。

二 前号の規定する業務従事期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

2 前項の規定により返還の債務を免除した場合、院長は本人及び連帯保証人に対し奨学金返還免除決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(返還)

第13条 奨学生は、前条に掲げる場合を除き、看護学校等を卒業後、院長の指定した日までに貸与された奨学金の全額を返還しなければならない。

2 奨学生は、前項に定めるもののほか、次の各号の一に該当する事由が生じた場合には、院長の指定した日までに貸与された奨学金の全額を返還しなければならない。

一 第10条の規定により奨学生の資格を取り消されたとき。

二 第11条の規定により奨学生を辞退したとき。

三 職員採用試験に不合格になったとき。

四 卒業当年に看護師・助産師の免許を取得できないとき。

(延滞金)

第14条 院長は、奨学生が、貸与した奨学金の全額又は貸与した奨学金が

ら第12条第1項の規定に基づいて返還の債務を免除した額を減じた額を返還しなければならぬ日までに返還しなかったときは、独立行政法人国立病院機構会計規程第25条第2項の規定に基づき年5%の利息の率による延滞金を徴収するものとする。

(疑義の調整)

第15条 貸与規程及び本要領に定めのない事項及び本要領に関し疑義が生じたときは、必要に応じて院長と奨学生が協議して定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成 年要領第 号)

(施行期日)

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成 年要領第 号)

(施行期日)

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成 年要領第 号)

(施行期日)

この要領は、平成27年1月21日から施行する。

附 則 (平成30年要領第1号)

(施行期日)

この要領は、平成30年5月1日から施行する。

附 則 (平成31年要領第1号)

(施行期日)

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

附 則（令和4年要領第2号）

（施行期日）

この要領は、令和4年8月1日から施行する。

様式第1号

奨学生申請書

年 月 日

独立行政法人
国立病院機構西埼玉中央病院長 殿

このたび、 年度独立行政法人国立病院機構西埼玉中央病院の奨学生として採用くださるよう申請いたします。

現住所

学校名

氏名（自署）

印

生年月日 年 月 日生

独立行政法人国立病院機構 西埼玉中央病院奨学生合格基準

以下を満たす場合に合格とする。

- 1 面接試験については、各面接官の平均点が70点以上を合格ラインとする。

(面接試験等配点表)

評価項目	基準	配点	満点
態度	○応答 ○落ち着き ○服装 ○頭髪 ○協調性	0～20点	100点
表現力	○言語・音声 ○言葉づかい ○簡潔	0～20点	
誠実性	○責任感 ○信頼性 ○忍耐力	0～20点	
積極性	○意欲 ○活気	0～20点	
判断力	○理解力 ○判断力	0～20点	

- 2 全ての面接員から合格の判定を得た者。